

教職員の働き方改革推進計画

令和6年3月

秋田県教育委員会

目 次

1	教職員の働き方改革推進計画の趣旨	1
2	これまでの多忙化防止への取組と勤務状況	2
	(1)「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」の重点項目と 取組内容	
	(2)勤務状況（令和4年度）	
3	教職員の働き方改革推進計画の基本的考え方	5
	(1) 目的	
	(2) 計画の位置付け	
	(3) 計画期間	
	(4) 勤務時間の上限に関する規定	
	(5) 検証	
4	計画の柱立て	7
5	具体的取組	7

1 教職員の働き方改革推進計画の趣旨

- 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教職員が取り組まなければならない課題が多様化・複雑化する中で、厳しい勤務実態が社会問題化しており、文部科学省と各教育委員会、学校がそれぞれの立場から、学校における働き方改革に関する取組を行っている。
- 文部科学省では、令和5年5月22日に、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、中央教育審議会に諮問を行い、8月28日に、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられた。現在も、時間外勤務手当の代わりに給料月額の4%相当を教職調整額として支給する給与制度の見直し等、広範多岐にわたる諮問事項について議論が進められている。
- 令和5年8月29日に、「学校における働き方改革推進本部」において公表された文部科学大臣メッセージでは、令和6年度からの3年間で学校における働き方改革の集中改革期間とすること、及び、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子どもたちにより良い教育を行うことが学校における働き方改革の目的であることが明示されている。
- 県教育委員会では、平成20年以降、「教職員が実感できる多忙化防止対策」（平成30年以降は「教職員が実感できる多忙化防止計画」）を策定して各種対策に取り組んできた。これにより教職員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善に一定の成果が見られたものの、未だ長時間勤務を行っている教職員が多い状況が続いている。
- 今般、これまでの多忙化防止計画の理念を継承しつつ、新たに「教職員の働き方改革推進計画」を策定した。本計画は、各教育委員会と学校が今後取り組むべき事項を発展的に整理し、働き方改革の手引きとするものである。
- 県教育委員会、市町村教育委員会、学校が、関係機関、家庭、地域の理解と協力を得ながら、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めるとともに、子どもたちの成長に真に必要な教育活動の更なる実践を目指して、学校における働き方改革に関する取組を着実に実施する。

令和6年3月
秋田県教育委員会

2 これまでの多忙化防止への取組と勤務状況

(1)「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」の重点項目と取組内容

重点項目① 時間管理・時間意識の徹底と教職員の健康保持

○勤務時間管理の徹底と適正な勤務時間等の設定

県立学校においては、令和3年度から全ての学校に導入したＩＣカードによる出退勤管理により、管理職による正確な勤務時間の管理、教職員の時間管理意識の徹底等を図るとともに、市町村教育委員会及び市町村立学校の管理職に対しては、全県小・中学校長等連絡協議会等を通じ、教職員の時間管理意識の徹底等を働きかけた。

○学校の最終退勤時刻の設定

県立学校においては、全ての学校において最終退勤時刻を設定し、早期退勤の習慣化を図るとともに、市町村教育委員会に対し、多忙化防止協議等を通じて、学校の最終退勤時刻の設定を働きかけた。

○長期休業中の学校閉庁日の設定

連続した長期間の休暇取得を容易にするため、全ての学校で閉庁日を設定した。

○ノー残業デーの設定

県立学校においては、令和5年度、全65校中51校でノー残業デーを設定した。また、市町村教育委員会に対しては、多忙化防止協議等を通じて、ノー残業デーの設定を働きかけた。

○留守番電話等の設置

保護者等からの問い合わせに対する心理的・時間的負担を軽減するために、県立学校における勤務時間外の留守番電話等の設置を推進するとともに、市町村教育委員会に対しても、多忙化防止協議の実施や全国の学校における働き方改革事例集の周知等により、その設置を働きかけた。

○教職員の健康保持と労働安全衛生管理体制の整備

各種ストレス相談の窓口を設けるとともに、新任教頭研修や初任者研修等においてメンタルヘルスセミナーを実施し、ストレスへの理解を深めさせ、心の健康を維持するための知識と方法を身に付けさせた。

また、県立学校の高ストレス者に対しては、心の健康に関する相談窓口の周知や専門医師による面接指導を勧奨する等の対策を講じた。

重点項目② 業務改善への取組（全校種共通）

○会議・研修の見直し

コロナ禍において、ICT機器を活用したオンライン会議・研修の実施が推進された結果、移動時間を含めて会議・研修に要する時間の短縮が進んだ。また、講師等経験者に係る初任者研修制度の見直しにより、当該研修に関する負担軽減を図った。

○会議等の開催、全県の優良取組事例の収集と情報共有

各種会議において、働き方改革への意識改革、事務作業削減、部活動改善、学校行事の見直し、校内組織・分掌の見直し、会議・研修会の精選という6つの課題に関する優良取組事例を共有したほか、多忙化防止に係る協議を実施し、各市町村教育委員会の取組に係る情報交換を行った。

○学校マネジメントの強化

全県小・中学校長会や県立学校長、副校長・教頭会議において、時間管理意識の徹底及び教職員の健康の保持増進への配慮等を周知した。

重点項目③ 部活動指導の負担軽減（中学校・義務教育学校、高校）

○「運動部活動運営・指導の手引」に基づく休養日、活動時間の設定

全ての中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ）・高校において、部活動休養日を設定した。

○関係団体との協議、保護者・地域に対する部活動負担軽減の協力依頼

大館市、能代市及び羽後町において、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究を実施し、成果を他市町村と情報共有したほか、県スポーツ協会、県中学校体育連盟、民間スポーツクラブ等の代表者を委員とする部活動の地域移行に関する連絡協議会を開催した。

○文化部の活動

「文化部活動の地域移行に係る連絡会」を開催し、中学校の文化部活動の地域移行に向けた国の動向等について、関係団体等と共通理解を図るとともに、今後の県の推進の方向性について情報交換を行った。

○部活動指導員配置の推進

令和5年度には中学校の部活動指導員を66校に配置し、教職員の心理的・時間的負担を軽減した。

重点項目④ 事務機能の強化や外部人材等の活用（全校種共通）

○学校の事務機能の強化

県立学校においては、校務の効率化を目的として、統合型校務支援システムを導入し、令和５年度から本格稼働させた。また、市町村立学校の統合型校務支援システムについては、県と市町村の連携により共同調達・共同利用に向けた取組を推進した。

○専門性スタッフの活用、サポート・スタッフの配置

令和５年度にはスクールカウンセラーを69名、スクールソーシャルワーカーを14名配置し、専門性を有する外部人材の活用を図った。また、小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）・中学校においては、教職員の負担軽減を図るため、学習指導員を7名、学校サポーターを66名配置した。

（２）勤務状況（令和４年度）

	平均時間外 在校等時間 (時間)	月当たり時間外在校等時間（延べ人数）			年間時間外在校等 時間が360時間を超 えた人数（実人数）
		0～45時間	45時間超～ 80時間	80時間超～	
小学校	33.1 (-0.4)	28,656	8,621	683	1,788
		75.5% (+0.3%)	22.7% (-0.2%)	1.8% (-0.1%)	56.2% (+1.6%)
中学校	48.8 (+0.4)	12,154	9,904	3,385	1,634
		47.8% (-1.3%)	38.9% (+1.3%)	13.3% (±0%)	76.6% (-1.6%)
高 校	39.3 (+0.2)	14,613	5,119	2,003	1,072
		67.2% (+1.3%)	23.6% (-0.7%)	9.2% (-0.5%)	58.4% (+1.2%)
特別支 援学校	22.2 (-0.5)	10,707	723	5	202
		93.6% (+1.1%)	6.3% (-1.1%)	0.0% (±0%)	21.3% (+3.1%)
全校種	37.3 (-0.2)	66,130	24,367	6,076	4,696
		68.5% (+0.4%)	25.2% (-0.2%)	6.3% (-0.2%)	58.0% (+1.0%)

※括弧内は令和３年度実績との比較

3 教職員の働き方改革推進計画の基本的考え方

(1) 目的

多くの教職員が使命感から、「子どものため」を合い言葉に様々な社会の要請に献身的に応え、これまでの学校教育を支えてきたが、結果として長時間勤務が常態となる要因ともなった。県教育委員会では、これまで数次にわたり多忙化防止に向けた対策・計画を策定して各種対策に取り組んできたことにより、教職員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善に一定の成果が見られたものの、未だ長時間勤務の教職員が多い状況が続いている。

先行き不透明で予測困難な時代を生き抜き、未来を切り拓く力を子どもたちに身に付けさせるためには、教職員自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を行うことも必要である。

働き方改革の目標は教職員の多忙化を防止し、魅力的な職場となるよう環境を整備することである。このことにより、教職員のワーク・ライフ・バランスを充実させること、及び、教員が授業を磨くための学びの時間の確保等が図られることで、教育の質を向上させることが働き方改革の目的である。

(2) 計画の位置付け

本計画は、教職員の働き方改革に関する目標や取組内容を示すとともに、各実施主体の役割を明らかにするものである。市町村教育委員会にとっても、県教育委員会との連携を図りながら、学校における働き方改革を推進していくための指針となるものである。

(3) 計画期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

(4) 勤務時間の上限に関する規定

【県立学校】

県立学校については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、県教育委員会が服務監督教育委員会として「秋田県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定めており、次のとおり規定している。

第2条 秋田県教育委員会は、教育職員の在校等時間（※）から所定の勤務時間を除いた時間が次の各号に掲げる範囲内の時間となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- 1 1箇月について 45時間 以内
- 2 1年について 360時間 以内

※在校等時間

＝＜在校時間＞＋＜加える時間＞－＜除く時間＞
＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
 - ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間
- ＜除く時間＞
- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）
 - ④休憩時間

【市町村立学校】

市町村立学校については、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に次の条を追加する改正（令和6年4月1日施行）をしたところであり、市町村教育委員会は教育職員の在校等時間の上限等に関する規定を整備するとともに、教育職員の業務量を適切に管理していくこととなる。

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

（５）検証

各年度の教育職員の勤務状況や働き方改革の取組状況、業務改善優良事例の把握、課題の分析等を行い、働き方改革の推進に向けた対応方針を立て、実行するとともに、県教育委員会ホームページ等で公表し、市町村教育委員会や学校と情報共有を図る。

４ 計画の柱立て

勤務時間の上限に関する規定を遵守し、本計画における目的を達成するために、次の５つを柱として設定する。

I 働き方改革推進計画の遂行に向けた体制整備

働き方改革推進の指針となるべき本計画を着実に遂行するための体制を整備する。

II 働きやすい学校環境の整備

業務の縮減や勤務時間意識の徹底、健康及び福祉の確保等により、教職員が働きやすいと感じる職場環境を実現する。

III 校務効率化に向けたＩＣＴの活用

学校におけるＩＣＴ環境の整備と積極的な活用を推進し、校務の効率化を図る。

IV 教職員をサポートする専門スタッフの活用

学校サポーター等専門スタッフの有効活用により、教職員の業務負担軽減を図る。

V 部活動指導の負担軽減

中学校、高校において教職員の多忙化の主要な要因となっている部活動指導について、心理的・時間的負担軽減を図る。

５ 具体的取組

５つの柱ごとに、各主体が具体的に取り組むべき内容を掲げる。なお、市町村教育委員会は、以下において教育委員会が主体として記載されている取組で、市町村教育委員会にとって有用と考えられるものについては、取組の実施、市町村立学校への働きかけ等を積極的に検討されたい。

I 働き方改革推進計画の遂行に向けた体制整備

① 取組状況の把握と管理

【教育委員会】

- 県教育委員会は、3（5）に掲げる検証を行うとともに、学校における業務改善優良事例を収集し、全県で共有した上で、業務改善優良事例の取組を促す。
- 市町村教育委員会は、本計画を参考にしながら、働き方改革を推進するための計画を策定し、具体的な対策の実施・検証を行うものとする。

【学校】

- 校長は教職員に対して、面談等の機会を通じて、ワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から働き方に関する指導・助言を行う。

② 関係団体との協議

【教育委員会】

- 県教育委員会は、県立学校、小・中学校等それぞれの働き方改革に関する協議会において継続的な意見交換を行うほか、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟、県高等学校野球連盟、県スポーツ協会等の各団体と働き方改革に関する協議を行い、内容や対応方針を学校等に周知する。

③ 保護者や地域に対する協力依頼

【教育委員会、学校】

- 保護者や地域に対して、学校における働き方改革への理解と協力を求めるため、各種会議等の機会を捉えて本計画を周知するとともに、各学校が既存の教育活動の見直しや業務改善、勤務時間の縮減を図っていくことに関して、理解と協力を求めていく。

II 働きやすい学校環境の整備

① 業務改善計画の策定

【教育委員会】

- 学校における業務改善計画の策定を徹底するとともに、その着実な遂行について、指導・助言を行う。

【学校】

- 本計画の趣旨を踏まえ、学校の実情に応じて総合的な見地から働き方改革を着実に遂行できるよう、教職員の意見を尊重しつつ、業務改善計画を策定する。

- 策定した業務改善計画に従って、学校の教育目標とかけ離れている、又は、十分な教育的効果が望めない業務や行事を廃止するほか、教育的効果に対して時間的負担が大きい業務や行事の在り方を見直す。また、本来は家庭や地域社会が担うべき業務や、地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した活動、休日の地域行事への参加・とりまとめ等の業務を削減する。
- 校長は、業務改善計画を教職員に周知し、強いリーダーシップの下で、計画が着実に実行されるよう進捗管理を行う。

② 調査や会議の精選等

【教育委員会】

- 教育委員会所管の調査・照会業務等を精査し、学校現場の負担軽減となるよう、廃止や削減、調査方法の見直しを行う。
- 教育委員会主催の会議、研修について、開催の在り方やオンラインによる会議の実施等、効率的な運営に向けた見直しを行う。

【学校】

- 会議資料の事前配付やペーパーレス化の徹底を図るとともに、各会議の必要性を精査し、会議開催の有無や会議時間・回数の縮減を検討する。
- 狙いや対象を絞る等、校内研修の質の向上に向けた工夫、改善を図る。
- 校外の参加者を想定した会議では、従来の方法にとらわれず、オンライン会議の導入や報告・復命の簡略化等、業務改善に資する工夫・改善を図る。

③ 職場の雰囲気づくりと業務の適正化

【教育委員会】

- 管理職のマネジメントについて、職場環境の整備も含めて状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- 県教育委員会は、小・中学校において他校との事務の共同実施による事務機能強化を引き続き進める。

【学校】

- 校長は、教職員間で業務の在り方について話し合う機会を設ける等、学校が一丸となって業務改善に取り組む雰囲気を醸成することにより、業務の適正化を図る。
- 校長は、事務職員が学校運営にこれまで以上に参画する方策を検討し、教員の負担軽減を図る。
- 校長は、教職員の業務分担に偏りが見られる場合には、年度途中であっても、校務分掌の見直しや負担軽減策を講じる。

- 教職員は、自らが働き方改革推進の主体であることを自覚した上で、削減・廃止も含めた、業務の適正化や改善に資する意見を積極的に提案し、校内で決定した取り組むべき事項を着実に実施する。

④ 教育課程等の見直し

【学校】

- 編成・実施している教育課程を教育的効果や必要性等の観点から十分に精査して、標準授業時数を大きく上回ることがないようにし、教職員の負担軽減に努めるものとする。
- 過度な宿題や補習指導等が、児童生徒の主体的な学習活動に対する障害、及び、教職員の超過勤務の要因とならないよう、指導の状況を的確に把握し、見直しや改善を図る。
- 通知票の簡略化や学校からの連絡文書等の縮減を積極的に検討する。

⑤ 勤務時間管理の徹底

【学校】

- ICカードの活用等による勤務時間の客観的な記録により、教職員の時間管理、時間意識の徹底を図るとともに、超過勤務者の状況と要因を把握し、指導・改善に努める。
- 勤務時間意識を高め、早期退勤の習慣化を図るために、各校の実情に応じて1箇月あたりの時間外在校等時間が45時間以内となるような最終退勤時刻を設定するとともに、管理職による声かけやチャイムの活用等により、その遵守の徹底を図る。なお、定時制又は通信制高校以外の校種の学校が設定する最終退勤時刻は、遅くとも20時とする。
- 校長は、持ち帰り業務の実態を把握し、必要に応じて業務分担の見直しを図る等改善に努める。

⑥ 長期休業中の学校閉庁日、ノー残業デーの設定等

【教育委員会、学校】

- 統一的に学校業務を停止することで、教職員が安心して休養し、心身共にリフレッシュを図るために、長期休業中に学校閉庁日を設定する。

【学校】

- 教職員は、長期休業中等年次休暇を取得しやすい期間には、時間単位での取得も含めて、積極的に年次休暇を取得する。
- 教職員の年次休暇の計画的な取得に向けた取組を行う。

- 業務の区切りをつけ、定時で退勤することの意識を学校として高めるため、次のとおりノー残業デーを設定するとともに、ノー残業デーには会議、打合せ等を行わず、可能な限り定時で退勤する意識付けを教職員に徹底する。
 - ・週に1日以上設定すること。
 - ・指導計画や施設利用等の理由により、一律の設定が実用的でない場合には、同じ週の中で定時退勤日を設けること。

⑦ 保護者等との連絡業務の改善

【教育委員会】

- 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に対する教職員の心理的負担を軽減するため、学校における留守番電話の設置を積極的に検討する。

【学校】

- 児童生徒の欠席連絡等学校・保護者間の連絡については、統合型校務支援システム等各種連絡ツールを活用した連絡方法を整備し、児童生徒、保護者への周知を図る。
- 児童生徒の事故や生命に関わる緊急時の連絡方法について、保護者に周知を図る。

⑧ 教職員の健康保持・増進

【教育委員会】

- 労働安全衛生法に基づき教職員の適正な勤務と健康を確保するよう、ストレスチェックや健康管理医等による面談、各種健康相談事業等メンタルヘルス対策を実施し、教職員の心と体の健康保持・増進に努める。
- 県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、市町村立学校における労働安全衛生管理体制の整備の周知徹底や労働安全衛生対策の充実を働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

【学校】

- 管理職は教職員に対し、各種休暇を取得しやすい環境を整備するため、休暇制度や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、休暇取得推進のため、教職員同士が互いに積極的に声をかけ合い、業務を補い合うことを促す。
- 衛生委員会において、職場環境や安全管理、職員の健康管理について審議し、必要な対応策を講じるとともに、健康管理医に、医学的な立場から教職員の健康保持増進や職場環境の改善等について助言を行わせる。

- 衛生委員会や衛生管理者・衛生推進者等を中心として、メンタルヘルスの相談窓口を周知し、メンタルヘルス不調の早期発見と、重症化させないためのサポート体制を充実させる。

Ⅲ 校務効率化に向けたＩＣＴの活用

① 統合型校務支援システムの活用

【教育委員会】

- 県教育委員会は、県立学校の統合型校務支援システムの有効活用を図るとともに、更なる利便性の向上に向けシステムの機能改修等を行う。
- 県教育委員会は、市町村立学校の統合型校務支援システムについて、調達・運用コストの低減や異動時における操作習熟に係る負担の軽減を可能とし、広域データの集約にも優れたシステムの共同整備を図り、市町村教育委員会の導入を促す。
- 市町村教育委員会は、県教育委員会が実施する共同調達・共同利用への参加等、統合型校務支援システムの効率的な活用について積極的に検討する。

【学校】

- 次のことについて、統合型校務支援システムの活用を積極的に検討する。
 - ・指導要録等法定帳簿の作成・保存
 - ・保護者等に対する通知票送付の電子化
 - ・保護者からの児童生徒欠席等連絡や学校からのお便り・アンケート等、学校・保護者間における連絡手段のデジタル化
 - ・教職員間のメッセージ機能の使用による職員会議等に係る時間の縮減
 - ・各種調査・照会
 - ・校内設備の予約

② 高校入試WEB出願システムの構築と運用

【教育委員会】

- 県教育委員会は、公立高校入試において「WEB出願システム」を導入し、中学校、高校における次の手続をシステム化することにより、入試業務の大幅な効率化と省力化を図る。

（中学校）

- ・志願者が作成した願書の確認
- ・願書及び調査書等の高校へのオンラインデータ送信

(高校)

- ・願書及び調査書等の中学校からのオンラインデータ受信
- ・受検番号の採番及び受検票の発行
- ・合否登録、通知、発表
- ・得点開示
- ・志願倍率等数的データの作成

③ デジタル採点システムの導入

【教育委員会】

- 県教育委員会は、高校において、次のことを自動化するデジタル採点システムを導入し、採点業務の負担軽減に資する効果の検証を行い、システムの活用を図る。
 - ・パソコン上でのテスト採点
 - ・得点集計
 - ・成績分析
 - ・成績表の出力

④ 生成A Iの校務利用に関する検証

【教育委員会】

- C h a t G P T等の生成A Iについて、学校における校務利用に関する活用が期待される一方で、課題も指摘されていることから、県教育委員会は、デジタル探究コースを設置している高校を「生成A Iパイロット校」に指定し、例えば次のような生成A Iの活用の可能性を探るための検証を行う。
 - ・学習課題や発問の質を高めるため、A Iを生徒として設定し、A Iに授業中の質問を出力させる。
 - ・作業精度を高め、業務効率を上げるため、校内外向け文書の原稿を出力させるほか、校内における各種ガイドライン・規程等の改定作業に利用する。

【学校】

- C h a t G P T等の生成A Iについて、学校における校務利用に関する活用の検証を行う。

Ⅳ 教職員をサポートする専門スタッフの活用

① 支援スタッフの配置充実

【教育委員会】

- 県教育委員会は、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門性を有する外部人材のほか、より一層教職員が子どもたちへの指導や教材研究等に注力できるよう、小・中学校等に学校サポーター等学校支援スタッフ、特別支援学校に車椅子移乗等介助員を配置するとともに、学校に対して、それぞれの役割分担を明確にした上で学校運営への参画を進めるよう働きかける。

【学校】

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材の他、小・中学校等においては学校サポーター等学校支援スタッフ、特別支援学校においては車椅子移乗等介助員の役割分担を明確にした上で、学校運営への参画を進め、有効活用を図る。

Ⅴ 部活動指導の負担軽減

① 部活動等に関するガイドラインの遵守

【教育委員会】

- 生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減のため、「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を学校に周知し、遵守の徹底を図る。
- 県教育委員会は、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県スポーツ協会、県高等学校文化連盟等と継続して協議し、学校部活動に係る規定の遵守を働きかける。

【学校】

- ガイドラインを教職員に周知するとともに、活動時間のみならず、部活動の趣旨や学校における部活動の位置付け等について共通理解を図る。

- ガイドラインに基づき休養日、活動時間を設定し、遵守を徹底する。

〈ガイドラインに規定されている部活動休養日、活動時間〉

(中学校)

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
 - ※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ※土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

(高校)

- ・学期中は、平日は週当たり1日以上、土曜日及び日曜日は月2日以上の休養日を設ける。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間30分程度、学校の休業日は3時間30分程度とする。

② 部活動の運営

【教育委員会】

- 中学校、高校に対して、各校の実情に応じた複数顧問配置制の拡充を働きかける。
- 中学校、高校に対して、拠点校方式による合同部活動を取り入れる等、効率の良い指導運営体制が構築できるよう助言・支援をする。

【学校】

- 教育上の意義や生徒の実態を踏まえ、生徒や指導者の負担が過度とならないよう、参加する大会を精査する。
- 生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減について理解が得られるよう、休養日や活動時間の遵守について、保護者、地域住民、外部指導者等へ説明し理解を求める。

③ 部活動指導員等の配置充実

【教育委員会】

- 県教育委員会は、中学校における部活動指導員の配置について、市町村教育委員会の要望等を把握しながら拡充を検討する。

- 県教育委員会は、国に対して、希望する全ての中学校に部活動指導員を配置できるよう、財政措置の拡充や、県及び市町村の負担割合の軽減を要望する。

【学校】

- 中学校における部活動指導担当教職員は、部活動指導員が指導している時間中は、原則、部活動の運営を部活動指導員に委ねる。
- 高校の部活動において、生徒の競技力向上のほか教職員の心理的負担軽減のため、外部指導者の有効活用を図る。

④ 部活動の地域移行

【教育委員会】

- 県教育委員会は、連絡協議会の設置や県総括コーディネーターの配置による市町村支援、国と市町村との連絡調整、指導者登録システムの設置や養成研修の実施による指導者の把握・確保等により、中学校部活動の地域移行を推進する。

【学校】

- 中学校において、部活動検討委員会等を設置し、現状や課題、今後の対応方針等を検討するとともに、地域のスポーツ・文化芸術団体や民間事業者等と連携・協働した取組を進める。

教職員の働き方改革推進計画

令和6年3月 発行

発 行 秋田県教育委員会

編 集 秋田県教育庁総務課

TEL 018-860-5112

FAX 018-860-5851

ホームページアドレス

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

(ウェブサイトにもデータを掲載しています。)